

# 港区社会的養育推進計画（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）（素案）概要

## 第1章 総論（p.1～8）

### 1 計画策定の背景

令和4（2022）年の児童福祉法改正により、子どもの養育環境の支援強化と権利擁護が図られた児童福祉施策の推進が規定  
⇒法改正の内容を踏まえた、新たな計画の策定が求められている。

### 2 計画の概要と目的

社会的養育の現状を踏まえ、課題解決に向けた基本的な考え方や、体制整備に向けた取組の方向性、具体的将来像などについて示すもの  
⇒児童相談所設置市となった区として独自の計画を策定

### 3 計画策定における区の考え方

国が策定要領で示す記載事項を踏まえつつ、区の実情に合わせたより実効性のある計画となるよう策定

### 4 計画の位置づけ

「港区基本計画」をはじめ、「港区地域保健福祉計画」「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」との整合や「東京都社会的養育推進計画」との連携を図りながら策定

### 5 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

### 6 計画の策定と策定後の推進体制

策定にあたり、一時保護施設や社会的養護のもとで暮らす子ども、里親等の当事者のほか、港区児童福祉審議会等から意見を伺うとともに、区民説明会やパブリックコメント等から広く意見を聴き、計画に反映する。  
策定後は取組の進捗を定期的に評価・報告を行い、必要に応じて取組の見直しを実施する等、適切にPDCAサイクルを運用する。

### 7 計画の基本方針

区の全ての子どもが、生まれ育った環境に左右されず、最善の利益を保障され、家庭又は家庭と同様の養育環境のもとで、健やかに育ち自立できるよう、地域が一体となって、子どもの権利を守る社会的養育体制を構築します。

【施策1】子どもの最善の利益を守る社会的養育環境の整備

【施策2】子どもと家庭を支える適切な支援体制の構築

【施策3】社会的養護のもとで過ごす子どもが安心して生活できる養育環境の確保

## 第3章 参考資料（p.58～59）

### 1 計画策定に向けた検討経過

### 2 検討体制

- (1) 港区社会的養育推進計画策定委員会
- (2) 港区児童福祉審議会  
社会的養育推進計画策定部会

### 3 関連計画一覧

## 第2章 区の現状と取組（p.9～57）

### I 社会的養育に関する現状と今後の見込み

#### 1 児童(0歳～17歳)人口

(各年1月1日現在：人)

区分	R6年	R9年	R11年
3歳未満	7,114	8,129	8,427
3歳以上就学前	10,330	9,464	9,891
学童期以降	24,149	26,230	26,870
合計	41,593	43,823	45,189

#### 2 代替養育を必要とする子どもの数の現状と見込み

(人)

区分	R6年度	R9年度	R11年度
3歳未満	4	5	5
3歳以上就学前	3	3	3
学童期以降	51	57	61
合計	58	65	69

#### 3 里親等に委託措置する子どもの数の現状と見込み

区分	R6年度	R9年度	R11年度
3歳未満	1人 (33.3%)	2人 (50.0%)	3人 (75.0%)
3歳以上就学前	1人 (50.0%)	1人 (50.0%)	3人 (100%)
学童期以降	8人 (25.0%)	14人 (38.9%)	19人 (50.0%)
合計	10人 (27.0%)	17人 (40.5%)	25人 (55.6%)

#### 4 施設で養育が必要な子どもの数の見込み

(人)

区分	R6年度	R9年度	R11年度
3歳未満	1	2	2
3歳以上就学前	1	1	1
学童期以降	19	20	21
合計	21	23	24

#### 5 自立支援を必要とする社会的養護経験者等(18歳以降)の現状と見込み

(人)

区分	R6年度	R9年度	R11年度
社会的養護等経験者等	9	9	10

施設退所等による自立、措置延長、自立援助ホームへの入所、自立援助ホームからの自立、在宅指導終了による自立を合わせた数

### II 具体的な取組

#### 施策1 子どもの最善の利益を守る社会的養育環境の整備

##### 1 支援が必要な妊産婦と子育て家庭等への支援

- ① 児童虐待未然防止対策等の推進
- ② 家庭支援事業の実施による要支援家庭等への支援の充実
- ③ 児童及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化
- ④ 特定妊婦受入れ事業の検討
- ⑤ ヤングケアラー支援の推進

#### 施策2 子どもと家庭を支える適切な支援体制の構築

##### 1 区独自の児童相談体制の強化

- ① 児童相談所と子ども家庭支援センターの連携強化
- ② 地域の関係機関との連携強化
- ③ 児童相談所職員の専門性の強化に向けた取組
- ④ 子どもの声に耳を傾けた援助方針の決定
- ⑤ 第三者評価の実施
- ⑥ AI等を活用した相談対応機能の強化

##### 2 代替養育を必要とする家庭への支援

- ① 措置児童等への適切なケースマネジメントの実施
- ② 施設入所児童等の適切なケースマネジメントの実施
- ③ 民間機関の支援を活用した親子関係再構築支援の実施
- ④ 在宅家庭への支援の充実

#### 施策3 社会的養護のもとで過ごす子どもが安心して生活できる養育環境の確保

##### 1 家庭と同様の環境における養育の推進

- (1) 里親登録数の拡大と支援の充実による家庭養育の推進
- (2) 特別養子縁組の推進
- ① 里親委託の更なる推進
- ② 里親制度の周知促進
- ③ 里親支援の充実
- ④ 里親支援センターの整備
- ① 養子縁組里親のリクルートの推進
- ② 養子縁組里親委託の適時的確な検討と実施
- ③ 特別養子縁組里親制度の普及

##### 2 施設におけるできる限り良好な家庭環境の整備

- ① 子どものニーズを的確にとらえた区内乳児院の運営に向けた支援
- ② 施設における地域の実情に合わせた支援等の実施
- ③ 子どもにふさわしい入所施設の決定
- ④ 児童養護施設等と連携した子どもや家庭への支援
- ⑤ 障害者施設への適切な移行の支援

##### 3 社会的養護のもとで育つ子どもの自立に向けた取組

- ① 自立支援計画に基づく支援の実施
- ② 一人ひとりの状況に合わせた自立に向けた支援の実施
- ③ 措置延長や児童自立生活援助事業による支援の実施
- ④ 「(仮)みなと社会的養護自立支援ミーティング」による支援の実施

##### 4 一時保護された子どもへの支援体制の強化

- ① 一時保護所の適正な運営の推進
- ② 保護児童の権利擁護を尊重した環境づくり
- ③ 一時保護職員の専門性の向上
- ④ 子どもの状況に合わせた一時保護の実施

##### 5 子どもの権利擁護

- ① 子どもの権利擁護を尊重した一時保護の実施
- ② アドボケート等による子どもの意見表明の機会の確保
- ③ 子どもの意見や意向を尊重した措置等の実施のための環境の整備